

業務管理体制に係る確認検査について

事業者による法令遵守の義務の履行を確保し、不正行為を未然に防止するとともに利用者の保護と介護事業運営の適正化を図るため、事業者には業務管理体制の整備・届出が義務付けられています。(介護保険法第115条の32第1項及び第2項)

当市では、指定事業所等の全てが豊中市に所在する事業者に対して、介護保険法第115条の33第1項に基づき、届出のあった業務管理体制の整備やその運用状況を確認するために、「確認検査」を実施しています。

確認検査では、事業者の規模等に応じた業務管理体制（法令等遵守態勢）が整備されているかを下記の視点等に基づき確認します。

【 確認の視点 】

(1)方針の策定

- ① 法令等遵守の状況を的確に認識し、法令等遵守態勢の整備・確立に向けた方針及び具体的な方針を検討しているか。
- ② 法令等遵守に係る基本方針を定め組織全体に周知させているか。
- ③ 方針策定のプロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

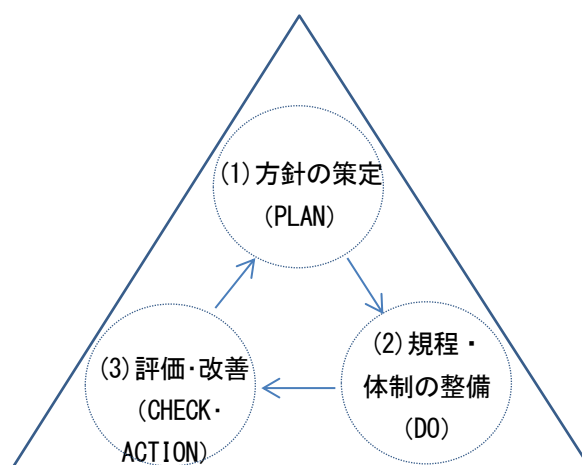
(2)内部規程・組織体制の整備

- ① 法令等遵守方針に則り、内部規程等を策定させ組織内に周知させているか。
- ② 法令等遵守に関する事項を一元的に管理する態勢(体制)を整備しているか。
- ③ 各事業部門等に対し、遵守すべき法令等、内部規程等を周知させ、遵守させる態勢を整備しているか。

(3)評価・改善活動

- ① 法令等遵守状況を的確に分析し、法令等遵守態勢の実効性の評価を行った上で、問題点等について検証しているか。
- ② 検証の結果に基づき、改善する態勢を整備しているか。

【 法令等遵守態勢の概念図 】



【 確認の方法 】

提出していただいた業務管理体制自主点検表により、届出内容及びその運用状況を確認します。なお期限までに関係書類を提出されない場合や、自主点検により明らかになった問題点等が改善されない時には、事業者の本部等へ立ち入り、業務管理体制の整備及び運用状況を確認する場合があります。

*以下、下記報告書より抜粋

(出典：介護サービス事業者の業務管理体制の整備の在り方及び監督者による確認検査項目に関する調査研究事業報告書 株式会社浜銀総合研究所 平成29(2017)年3月)

(1) 経営者(陣)自ら法令等遵守に対する認識を持つ

経営者(陣)が関与し法令等遵守違反が意図的に行われると、組織の構築した法令等遵守のための各種の仕組みが機能しなくなってしまう。そのため、経営者(陣)が法令等を遵守することを重視して事業に取り組む姿勢は非常に重要である。

(1法人1事業所のような)小規模事業者において、経営者(陣)が法令等遵守の管理者、事業所管理者、現場の介護職員まで兼務しているようなケースも考えられる。そのような場合でも、経営者(陣)が必要な法令等を理解し、遵守する意識を高く持ち、実際に適法な行動をとっているかを確認する。

(2) 法令等遵守の重要性を全役職員に周知する

単に法令等を遵守するための体制や方法を定めただけで、その体制や方法にしたがって実施する事業所管理者をはじめとする全役職員に「法令等を遵守する」という意識がなければ、事業者全体で法令等を遵守することはできない。

事業者としては、事業所管理者をはじめとする全役職員に対して法令等を遵守することの重要性を伝えて、意識付けする必要がある。

具体的には、経営者(陣)や法令遵守責任者が、朝礼や職員会議、社内研修会などを通じて、法令等遵守の重要性を全職員に対して伝えられているかを確認する。

(3) 遵守すべき法令等を把握する

介護サービス事業者の行う事業者ごとに、①どのような法令や通知等の遵守が求められているのか、②その法令や通知等により遵守すべき内容は何かを把握していなければ、法令等を遵守することはできない。また、法令の制定や改正、新たな通知の発行が随時なされるので、改正や新たな発行がなされているかどうかは定期的に確認する必要がある。

事業者としては、各事業所が遵守しなければならない法令等の制定改廃及びこれらに伴う対応に関する情報について把握し、収集する方法を決めて実施する必要がある。

具体的には、法令遵守責任者や事業所管理者が、所管する行政庁により行われる集団指導やその資料、介護保険担当課などからの通知、公開されている各サービスの自主点検表、その他の法令や基準について書かれた各種書籍などにより、遵守すべき法令等を把握しているかどうかを確認する。

(4) 把握した法令等を遵守するための仕組み(体制、方法など)を決める

経営者(陣)や法令遵守責任者が把握した法令等について、介護サービス事業者の行う事業ごとに、具体的にどのように遵守するのかを決めておかなければ、遵守すべき法令等を把握しているだけで、法令等を遵守することはできない。また、随時なされる法令の制定や改正、新たな通知の発行を確認し、それに合わせて遵守するための体制や方法といった仕組みを見直す必要がある。

事業者としては、各事業所が遵守しなければならない法令等に沿った仕組み(体制、方法など)を決めるとともに、法令等の制定改廃及びこれらに伴う対応に関する情報について把握したら、仕組みを随時見直す必要がある。

具体的には、法令遵守責任者や事業所管理者が、把握した法令等を遵守するための職員配置の体制や記録の仕方などの実施方法が決められているかどうかを確認する。

(5) 決めた仕組みを該当する役職員に周知する

法令等の遵守のための具体的な体制や方法を単に定めているだけでは、事業者全体で法令等を遵守することはできない。

事業者としては、事業所管理者をはじめとする全役職員、あるいは該当する部門の役職員に対して、その内容を周知する必要がある。具体的には、法改正等が行われた際に研修会や社内会議、朝礼等を通じて見直された体制や方法が説明されるなど、社内に周知する方法が定められたとおりに実施されているかどうかを確認する。

(6) 決めた仕組み通りに実施する

事業所管理者をはじめとする全役職員が決められた仕組みどおりに各サービスの提供、業務の実施がなされることで、法令等に則った運営がなされることとなる。しかし、決められた仕組みを逸脱して実施して法令等の違反となる行為がなされた場合には、原因の調査、再発防止の処置が適切になされなければならない。

事業者としては、法令等の違反行為があった場合やサービス利用者等から寄せられた相談・苦情の中で、法令等の違反行為やその疑いに関する情報があった場合の処理の体制や手順どおりに実施されているかどうかを確認する。また、運営に重大な影響を与える、又は介護サービス利用者の意思及び尊厳が脅かされる事案が発生した場合に、経営者（陣）や法令遵守責任者への報告が適時適切に行われているかどうかを確認する。

(7) 決めた仕組みにより法令遵守されているかチェックする

各サービスや業務が、決めた仕組みにより法令等を遵守していることをチェックする。

事業者内に法令等の遵守状況をチェックする仕組みがあるかを確認する。

具体的な取組みとしては、例えば、法令遵守責任者や事業所管理者が所管する行政庁より公開されている各サービスの自主点検表に基づいて問題がないか、相談や苦情が適切に処理されているかを、定期的にあるいは事業所の監査前に点検することなどが考えられる。

(8) 決めた仕組み通りに実施されるよう是正する

チェックの結果、各サービスや業務が決められた仕組み（体制、方法など）どおりに実施されていないことが判明した場合、あるいは相談や苦情の中から法令等に違反する行為がなされていた場合、まず、法令等違反の状態を解消するための対応（基準を満たす配置の実施など）をする必要がある。さらに、必要な場合には、なぜ決められた仕組みどおりに実施されなかったのか、その原因を探り、その原因を取り除く再発防止策を検討することで、再び法令等違反の起こらないようにする必要がある。

具体的な取組みとしては、例えば、再発防止の検討方法としては、事業所管理者が当事者から聞き取りをするなどして原因を追求する方法や職場会議などで取り上げて検討する方法などが考えられる。また、再発防止策としては、役職員に対する決められた仕組みを周知するための再教育、体制や方法・手順の見直し、それに伴う文書（例えば、規程類、マニュアル、チェックリストなど）の修正や見直しなどが考えられる。